平成２８年（フ）第２１７号
福岡県遠賀郡芦屋町正門町３番１号志尾田ビル22号
債務者　田中　　勤
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２２７号
北九州市八幡西区香月西２丁目18番55―203号
債務者　高瀬　武士
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５号
岐阜県養老郡養老町鷲巣1293番地１
債務者　田中千鶴子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
岐阜県大垣市築捨町３丁目71番地２　サンビレッジ築捨Ⅱ　202
債務者　川西　健太
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１８９７号
名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2266番地の175　むくのき荘202号
債務者　北浦　裕基
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８３号
愛知県春日井市上野町718番地17、従前の住所名古屋市名東区藤が丘１番地の１　カーサ藤ケ丘１Ｆ
債務者　原田　紗代（旧姓原科）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５４号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘17番地15
債務者　**角**　　真理
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９９号
大阪市淀川区西宮原１丁目４番15―902号
債務者　児玉　祐治
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９９号
大阪市港区市岡元町２丁目１番６号　第２武智マンション　206号
債務者　平田　託三
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６００号
大阪市港区市岡元町２丁目１番６号　第２武智マンション　206号
債務者　平田枝理香
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０１号
大阪市鶴見区今津南２丁目５番５号　305号
債務者　堀口真由子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５１号
大阪市中央区高津１丁目３番８―204号
債務者　山岡　樹里（旧姓畑田）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６６号
大阪市東住吉区桑津１丁目９番25―211号
債務者　籾井　由惟（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６８号
大阪市東淀川区瑞光４丁目１番15号モリハイム瑞光206号
債務者　夏山成子こと　曺　　成淑
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１７号
大阪市旭区新森７丁目15番５号　メゾンコトブキ新森303号
債務者　髙橋　弘子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９２０号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目２番６―703号、前住所大阪市東住吉区湯里６丁目３番11号エスパシオ201号
債務者　船間　勝嗣
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８７号
大阪府吹田市尺谷20番６号
債務者　佐々木　将
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部